○議事日程

令和4年6月23日(木) 第5日

第1	会議録署名議員の指名について
毎↓	云餓跳者石餓貝切怕石に ノいし

第2 議案第21号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例につい

て

第3 議案第22号 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正

する条例について

第4 議案第23号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について

第5 議案第26号 公の施設の区域外設置について

第6 議案第30号 令和4年度岐南町一般会計補正予算について

 $---\diamond--$

○本日の会議に付した事件議事日程のとおり

			_ <>					
○出席議員	10名		\					
○□帰議貝	10名							
	1	番		長名	川名		淳	君
	2	番		村	山	博	司	君
	3	番		松	本	暁	大	君
	4	番		三	宅	祐	司	君
	5	番		後	藤	友	紀	君
	6	番		松	原	浩	<u> </u>	君
	7	番		櫻	井		明	君
	8	番		渡	邉	憲	司	君
	9	番		木	下	美泽	丰子	君
	1 0	番		岩	田	晴	義	君
			- <>					
○欠席議員	なし							
			>					

○説明のため出席した者の職氏名

町		長	小	島	英	雄	君
副	町	長	傍	島	敬	隆	君
教	育	長	野	原	弘	康	君

総務 部長 小関久志君 総合政策部長 三 輪 学 君 中 村 宏 泰 君 福 祉 部 長 安 田 悟 君 土 木 部 長 民部 住 長 堀 場 康 伸 君 会 計 室 主 幹 井上剛志君 総 務 課 長 記 野 雅 之 君 政 課 財 長 服部貴司君 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君 総 $-- \Diamond -$

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長井 上 哲 也書朝 倉 修 一

開議

午前10時20分 開議

○議長(松原浩二君) ただいまから本日の会議を開きます。

本日、岩田会計管理者は所用により欠席、代わって井上会計室主幹が出席いたしますので、ご承知おきください。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

─

第1 会議録署名議員の指名について

○議長(松原浩二君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番 岩田晴義議員、1番 長谷川 淳議員の両君を指名します。

-130 -

総務住民常任委員会報告書 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72 条の規定により報告します。 記

事件番号	件	名	審査の結果
議案第21号	岐南町議会議員及び ける選挙運動の公営 を改正する条例につい	皮南町長の選挙にお こ関する条例の一部 いて	原案のとおり 可決すべきもの
議案第22号	岐南町・笠松町社会 一部を改正する条例	教育施設設置条例の こついて	原案のとおり 可決すべきもの

令和4年6月23日

総務住民常任委員会委員長 櫻井 明

岐南町議会議長 松原浩二様

福祉土木常任委員会報告書 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72 条の規定により報告します。 記

事件番号	件	名	審査の結果
議案第23号	岐南町介護保険条例の 例について)一部を改正する条	原案のとおり 可決すべきもの
議案第26号	公の施設の区域外設置	置について	原案のとおり 可決すべきもの

令和4年6月23日

岐南町議会議長 松原浩二様

福祉土木常任委員会委員長 後藤友紀

第2 議案第21号から第4 議案第23号 第5 議案第26号

○議長(松原浩二君) 日程第2、議案第21号から日程第4、議案第23号、日程第5、 議案第26号の4案件を一括して議題とします。

この4案件について各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長 櫻井 明議員。

○総務住民常任委員会委員長(櫻井 明君) おはようございます。議長の指示がございましたので、ただいまより第2回定例会総務住民常任委員会委員長報告を申し上げす。読み上げます。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に付託されました案件につきましては、去る6月10日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第21号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、今回の改正単価の根拠はとの問いに、理事者側から国の単価に準拠して おり、公職選挙法施行令の改正における単価をそのまま採用していますとの答弁がご ざいました。

次に、委員から、改正はどのような時期にされるのか、またおおむね3年に一度、 参議院通常選挙の年に基準額の見直しを行い、それでも物価の変動が激しいときには 衆議院選挙のときに行うと、そういった解釈でいいのかとの問いに、理事者側から、 お見込みのとおりで、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部が 改正されたことに伴い改正を行うものであります。改正時期につきましては、国の改 正に準拠するため、国が行わない限りは行いませんとの答弁がございました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。 次に、議案第22号 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例に ついてを議題とし、審査に入りました。

委員から、名称が社会教育施設から社会体育施設へと変更になった理由はとの問い に、理事者側から、社会教育というのは家庭や学校以外の広く社会で行われる教育で、 社会体育というのは学校体育以外の体育の総称であり、現状はグラウンドやテニスコ ートであることから社会体育施設としましたとの答弁がございました。

次に、委員から、条文中の地域住民とはどの範囲を表すのかとの問いに、理事者側 から、近隣市町の住民を想定していますとの答弁がありました。

次に、委員から、条文中の地番が96番地から96番地1へ変更になった理由はとの問いに、理事者側から、対象の土地につきましては、平成14年にそれまでの持ち分2分の1から、伏屋7丁目96番地1を岐南町とし、96番地3を笠松町に、また96番地2を道路敷に分筆登記いたしました。土地の購入に当たり、土地の表示を正式に改め、代表地番としてこれまでの岐南町の土地としてありました96番地1を使用しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、使用料について、例えば運動場が520円、テニスコートが410円と据置きになっていますが、いつからこの金額に設定されたのか、また町外団体使用料を2倍にした理由はとの問いに、理事者側から、令和元年度にこれまでの消費税が5%のままで据置きされていたものを、10%にして520円と改正しました。また、町外団体使用料を2倍にした根拠は、岐南町体育施設設置条例や厚八運動場設置条例でも2倍にしているのが根拠ですとの答弁がありました。

次に、委員から、町外の方も非常に安い金額で利用できることから、なかなか使えないということはないのかとの問いに、理事者側から、これまで特段の問題はありま

せんでした。今後、使用料については、近隣の状況も確認しながら考えてまいります との答弁がありました。

次に、委員から、従来使用している団体等は、申請から使用まで手続等についてこれまでと同じように借りられるのかとの問いに、理事者側から、町内団体については何も変わることなく使用できますが、町民の方が7割に満たない場合は、町外料金として料金が倍となりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。 以上で、委員長報告を終わります。

- ○議長(松原浩二君) 続いて、福祉土木常任委員会委員長 後藤友紀議員。
- ○福祉土木常任委員会委員長(後藤友紀君) 今期定例会におきまして、福祉土木常任 委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る6月10日、委員全員と町長 以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審 査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第23号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題と し、質疑に入りました。

委員から、収入減少の基準や減免の基準はどのようになっていますかとの問いに、 理事者側から、対象となる基準や減免割合が決まっており、合計所得金額が210万円 以下の方については減免対象保険料の100%が減免され、210万円を超える所得の方に ついては80%が減免されますとの答弁がありました。

次に、委員から、この減免金額に国からの補塡はありますかとの問いに、理事者側から、補塡につきましては、特別調整交付金で40%、介護保険災害等臨時特例補助金で60%の割合で財源補塡がされる予定となっておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の減免はどのくらいの金額が予想されているのか、実績はどうなっているのかとの問いに、理事者側から、実績につきましては、令和元年度が39名で減免額は35万1,220円、令和2年度が46名で減免額は233万5,350円、令和3年度が9名で減免額は50万1,240円という実績になっています、今年度につきましては、これから申請を受け付けますので、予想はできませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。 次に、議案第26号 公の施設の区域外設置についてを議題とし、質疑に入りました。 委員から、笠松町の行政敷地内に道路ができるが、その敷地内で何か起こった際の 責任はどこにあるのかとの問いに、理事者側から、笠松町の行政敷地内の羽島用水路 敷でありますが、現道が岐南町道であり、完成後は道路区域変更を行いますので、道 路敷地として認定いたします。したがいまして、何か起こった際は当町が責任を持っ て道路法、道路交通法の手続をもって処理しますとの答弁がありました。

次に、委員から、過去に今回と同様に、岐阜市、笠松町、各務原市と行政界を越えて道路を構築した案件はあるのかとの問いに、理事者側から、他の行政界については、 私の知る限りは初めてですとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の工事は、ボックスカルバートを使用するとのことですが、 財源の確認とN値は大丈夫なのかとの問いに、理事者側から、財源については町の単 独費で2,460万円計上しております。また、N値については、地耐力の問題となりま すが、側溝構造物については25トン、車道ですので25トン荷重の製品で設計し道路を 構築しますので、問題ありませんとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。 以上で委員長報告を終わります。

○議長(松原浩二君) 以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第21号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。議案第21号について、委員長報告は原案を可決とするもので あります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第21号 岐南町議会議員及 び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例につい ては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませ んか。

(質 疑 な し)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第22号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第22号 岐南町・笠松町社 会教育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第23号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(松原浩二君) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。議案第23号について、委員長報告は原案を可決とするもので あります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第23号 岐南町介護保険条 例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番(岩田晴義君) 議長のお許しをいただきましたので、委員長報告に対する質 疑を委員長に対して行いたいと思います。

私も委員でございまして、賛成した立場の中でちょっと記憶が定かでございませんので、確認のために委員長に質疑をしたいと思いますけど、先ほどの中で公の施設に対するカルバートボックス、当初全員協議会での図面と、そして要するに福土の委員会のやった図面と違うんですね。これによりますと、仮設道路というものがありまして、やはりこれに対する迂回道路をということで一番始め説明を受けておったんですけれども、当然迂回道路であれば県からの補助があるかなというふうに思いましたら、ついてないということでございますので、そのことに対しての質問があったかないか、私自身、定かに頭の中でしたようなせんようなふうでございましたので、委員長からあったかなかったか、お答えしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(松原浩二君) ここで暫時休憩いたします。 午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

- ○議長(松原浩二君) 休憩を終わり、会議を再開いたします。 後藤委員長どうぞ。
- ○福祉土木常任委員会委員長(後藤友紀君) 福祉土木常任委員長の後藤ございます。 先ほどの岩田議員からのご質問にお答えします。県からの補助があるかどうかの質 疑があったかとのご質疑でございましたが、そのような質疑はございませんでした。 以上になります。
- ○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これを もって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番(岩田晴義君) 議長のお許しをいただきましたので、賛成討論させていただきます。

この賛成討論は意味が物すごく深い意味の賛成討論でございますので、ご理解できるとありがたいんだけどというようなことでの発言になります。

この新所平島線、あと20年かかるそうです。それに伴うこの迂回道路というようなことで、仮設道路があって、あそこの中をイメージしていただきたい。当然、体育館があって図書館があって、3軒の家があって、工場、倉庫があるようなこの地域の中で、迂回道路ということを思ったときに、これはどうしてもカルバートボックスというものに対しては、非常に住民の皆様方、そしていろいろな今後の安全面から含めて非常にいいことだと思います。カルバートボックスをどんどんどんどん進めていただきたいなというような中で、ひとつ私が26年前にロイヤル製菓の北側の町道整備計画路線約150メーターの道路をカルバートボックスで、町整だからということを申し上げさせていただいたりとか、私の事務所の前のこれも町道整備計画路線で排水路を町整でカルバートボックスでお願いしたいと。また、岐南町中ずっと走って、どこどこといって大体頭の中に入っておりますけども、そのときに一般質問含めて言われた答弁は、1メーター当たり100万円ぐらいかかるよというようなお話でございました。しかし、私は積算のプロとして、積算したときそのとき54万6,000円だと、何で100万もかかるんだというようなことをお話ししたときに、財源が物すごくかかると、何

億という事業であるというのが執行部側の答弁でございました。

これはいかにも私が知らないもんで、そういうふうに言えば、「岩田君、そう言うなよ」と言われたから、私は黙っておりましたけども、今後この22万円程度でできるこのカルバートボックス、ボックスというのは25万から大体60万ぐらいが単価でございまして、こういうボックスですね。それにいろいろな経費や何やしらん入れると、結構な値段になってくると思いますけど、町長もこれはいいことだということを言っておみえになりましたので、どんどんどんどん岐南町中のこの排水路、排水路は当然へドロがたまる状況では今ありません。下水道がどんどんどんどん普及した以上は、掃除もやらなくてもいいような状況になっておりますので、ボックス化を進めていただきたいということを含めて、ここだけやなくして、含めて賛成でございます。以上でございます。。

○議長(松原浩二君) ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これを もって討論を終結します。

これより採決します。議案第26号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第26号 公の施設の区域外 設置については、原案のとおり可決されました。

_____<u>____</u>

第6 議案第30号

○議長(松原浩二君) 次に、日程第6、議案第30号を議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

- ○議長(松原浩二君) この案件に関する提出者の説明を求めます。 小島英雄町長。
- ○町長(小島英雄君) 議案第30号 令和4年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億53万5,000円を増額し、92 億3,776万7,000円にいたしたいものでございます。

歳出の内容につきましては、地域活性化クーポン券発行事業費として 1 億53万5,000 円を計上させていただいたものであります。 これに対する歳入につきましては、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として9,000万円、繰越金1,053万5,000円を増額し、財源といたすものでございます。

以上であります。

○議長(松原浩二君) 以上で説明は終わりました。

最初に、議案第30号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。 5番 後藤友紀議員。

○5番(後藤友紀君) 5番、後藤でございます。議案第30号について質疑をさせてい ただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての活用方法につきましては、町長からのご提案をいただきまして、議会のほうから数点の提案をさせていただきましたその中で、PayPay等スマホアプリを利用したポイント還元事業も提案させていただいたところでございます。以前より町民の方から岐阜市等が行ったポイント還元事業を行ってほしいという声をいただいていたところでございまして、このポイント還元事業につきましては、キャッシュレス化の推進に加え、地域経済の活性化に大きい効果があるものだと認識をしております。

今補正予算ではクーポン券を配布するということでありまして、やはり効果で言えば、単発的な支援となります。原油価格、物価高騰だけでなく、コロナによる経済の低迷もあり、このようなことが長期化も懸念されている中、焼け石に水であるという意見もございます。

この交付金を利用しながら、いかにインセンティブを加えて地域経済を推進していくか、そのようなことを考えていただきたいというふうに思い、提案をさせていただいたわけでございますけれども、これについての見解を伺いたいと思います。

以上です。

- ○議長(松原浩二君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 後藤議員の質疑にお答えいたします。

まず、PayPayによる電子決済によるポイントの還元についてというご質問なんですが、これにつきましては、現在のPayPay、そのほか電子決済につきましては、制度的に町内の事業所だけということで対象にすることは可能ではございますが、町民だけという縛りはできないことになっております。また、総務省の統計課の2018年度の資料によりますと、70歳以上の方の世帯の保有率が37%程度ということで、保有の方も少ないものでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症対策の交付金の活用のクーポン券につきましては、

住民の皆様全てに利用していただくよう、そういうようなことを願って制度をしておりますので、この件につきましてはクーポン券で行きたいと思っております。

- ○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。 7番 櫻井 明議員。
- ○7番(櫻井 明君) 櫻井です。議長に許可いただきましたので、2点お尋ねいたします。

当初、国からこのために充てる原資として与えられたのが、およそ1人当たり2,000 円程度だというような説明を受けたと思っておりますが、今回1人3,000円を全町民 2万6,000人何がしにお配りになるということですから、増加したことは結構なんで すが、その3,000円の根拠をお尋ねいたします。これが1点目。

2点目、利用可能店舗を今後手挙げ式で募集するということでした。そのおよその店舗数、そしてどのような方法でその周知徹底を図るのか、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

- ○議長(松原浩二君) 小関久志総務部長。
- ○総務部長(小関久志君) 櫻井議員の1番目のご質問、当初2,000円だったものが、なぜ3,000円になったかということでございますが、新型コロナウイルス感染症対応の地方臨時交付金として当初1億900万ほどありましたが、そのうち追加で原油価格の物価高騰分として5,846万5,000円が参りました。その中で行うということでしたら2,000円でよかったんですが、できるだけ住民の方に広く利用していただきたいということで、そちらのほうの当初の交付金から残りの財源を充当させまして3,000円に増額してできるだけ広く使っていただくということと、地域活性化も併せて使っていただきたいということで金額を増額したものでございます。

以上でございます。

- ○議長(松原浩二君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 櫻井議員の2つ目の質疑ですが、店舗の数、それから その周知の方法等ということですが、店舗数といたしましては、令和2年度実施いた しました同事業につきましては前回111店舗ありました。今回につきましては、前回 制限はかけておりましたが、それ以上の数としたいと思っております。

また、周知、PR方法ですが、商工会の広報紙、また町のホームページ等で募集を してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(松原浩二君) ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これを

もって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(松原浩二君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。議案第30号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を 求めます。

(賛成者起立)

○議長(松原浩二君) 起立全員であります。よって、議案第30号 令和4年度岐南町 一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

閉議閉会

○議長(松原浩二君) 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしま した。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2022年(令和4年)第2回定例会を閉会します。

午前10時56分 閉会

<u></u>

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長 松原浩二

岐南町議会議員 岩田晴義

岐南町議会議員 長谷川 淳